

取 扱 注 意

最高検検第 8 8 7 号

平成 1 0 年 6 月 1 8 日

検 事 長 殿

検 事 正 殿

次 長 検 事 堀 口 勝 正

特に犯情悪質等の無期懲役刑確定者に対する刑の執行指揮及びそれらの者の仮出獄に対する検察官の意見をより適正にする方策について
(依命通達)

凶悪重大事件に対し、刑の執行をも含めて適切に対処することは、法秩序維持の観点から極めて重要であることは言うを待たない。

ところで、凶悪重大事件を犯して無期懲役刑に処せられた者の仮出獄の運用状況を見ると、昭和 4 0 年代及び同 5 0 年代においては、その大半が行刑施設内受刑期間 1 8 年以内で仮出獄されていたところ、近時、同期間が長期化しつつあるものの、依然として、有期懲役刑の最長期である 2 0 年を下回る者が相当数を占めており、また、仮出獄中に再び重大事件を犯す等の事例も散見されるなどの実情が認められ、かような行刑実情に対する国民の関心も高くなりつつあるように思われる。

もとより、同じ無期懲役刑の判決を受けた者でも個々の事件ごとにその犯情には大きな違いがあり、比較的早期に仮出獄が許されてしかるべき者がいる反面、終身又はそれに近い期間の服役が相当と認められる者もいると考えられ、犯情に即した

適正な刑の執行が行われるべきである。そして、そのためには、検察官としても、無期懲役刑受刑者の中でも、特に犯情等が悪質な者については、従来の慣行等にとられることなく、相当長期間にわたり服役させることに意を用いた権限行使等をすべきであるので、これらの者に対する刑の執行指揮をより適正に行い、また、仮出獄審査に関する刑務所長・地方更生保護委員会からの意見の照会（以下、「求意見」という。）に対する意見は、より適切で、説得力のあるものとする必要がある。

このような観点から、今後、下記1記載の対象者に対して刑の執行を指揮し、求意見に対する意見を作成するに当たっては、下記のとおり行うこととしたので、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、刑の執行は、観念的には、判決の確定と同時に開始されるものであることから、その執行指揮は、確定後、可及的速やかに行われなければならないこと、また、求意見に対する意見の作成は、判決後相当期間経過の後になされるため、担当検事はその時点で問題意識を持ち、しかも関係資料を容易に参照してこれに臨み得るように配慮しておく必要があるので、各庁においては、本通達に基づく事務処理方法及び記録の保管等について、特段の配慮・工夫を願いたい。

記

1 本通達の対象者



2 ㊟無期事件被告人等の選定手続

(1) 無期懲役刑の判決が言い渡されたときの事務

当該判決の言渡しをした裁判所に対応する検察庁（以下、「当該検察庁」という。）は、その判決書写し、求刑検討資料、論告等を可及的速やかに、それが地方検察庁（以下、「地検」という。）のときは、高等検察庁（以下、「高検」という。）及び最高検察庁（以下、「最高検」という。）あてに、それが高検のときは、最高検あてに送付する。

(2) ㊟無期事件被告人を選定する手続に関する事務

ア その判決に対して、検察官として上訴しないとき

当該検察庁は、可及的速やかに、地検のときは、高検と協議して、高検のときは自ら判断して、当該被告人が㊟無期事件被告人に該当すると考える場合は、別紙様式1の協議書により、最高検に協議する。

イ 上告審で確定させざるを得なくなったとき

最高検を選定する。

(3) 選定手続等に関する最高検の役割等

ア 最高検は、上記1の基準に合致するかどうかの協議を受け、あるいは自ら選定する場合には、対象の選定が全国統一的な運用となるように留意する。

イ 最高検は、本件の選定について協議を受けたときは、別紙様式2により回答する。また、自ら選定したときは、別紙様式3により決定する。いずれの場合も、その写しを当該事件の記録を保管することとなる第一審の裁判をした裁判所に対応する地検（以下、「第一審対応地検」という。）に、高検経由で、送付する。

(4) 選定手続等に関する高検の役割

死刑、無期懲役刑を求刑する場合の協議を通じる等して、管内各地検の所管する凶悪重大事件の犯情を常時的確に把握し、本通達に基づく選定事務が適正・迅速に行われるように地検を指導する。

(5) 選定手続等本通達関係事務に関する第一審対応地検の役割

後記の求意見に対する検察官の意見を作成すべき立場にあることを銘記し、上記の求刑検討資料、上記最高検からの回答書等の本通達関係資料を当該事件の不提出記録中に編綴して、保管する。

3 当該被告人が㊟無期事件被告人として選定された後の事務

(1) 判決の確定を待たずに行う事務

当該検察庁は、判決の確定を待たず、速やかに、執行指揮書の処遇上の参考事項欄の別紙である「処遇上の参考事項調査票」（昭60.12.17刑総第941号刑事局長通達。以下、「調査票」という。）に、別紙を用いるなどの適宜な方法により、

また、「仮出獄の申請に当たっては、必ず、事前に検察官の意見を求められたい。」旨等を記載して、調査票を作成する。

(2) 判決に対し検察官は上訴せず、被告人側のみが上訴したときの事務

当該検察庁は、前記調査票を、一審（及び控訴審）判決書謄本、前科調書等とともに上訴審対応検察庁に送付する。

(3) 判決確定後の刑の執行指揮に関する事務

執行指揮検察官は、執行指揮書に上記調査票を添付して執行指揮を行う。

(4) 刑の執行指揮後の事務

ア 執行指揮検察官所属の検察庁は、刑の執行指揮後、調査票写しを最高検（地検は高検を経由）に送付して報告する。なお、最高検検察官が刑の執行指揮を囑託したものについては、報告を要しない。

イ 上訴審対応検察庁の検察官が刑の執行指揮をした場合には、後の求意見に備えるため、執行指揮書及び調査票の各写しを第一審対応地検に送付し、同地検においては、これらの書類を当該事件の不提出記録中に編綴する。

(5) ㊦無期事件の管理及び事務処理

最高検及び高検は、別紙様式4の㊦無期事件整理簿及び別紙様式5の㊦無期事件処理票により、㊦無期事件被告人及び受刑者を管理するとともに、上記2の(1)記載の資料等本通達関係資料を保管し、本通達に関する事務を処理する。

4 仮出獄審査に際しての意見

求意見は、第一審対応地検の検察官あてになされるので、㊦無期事件受刑者について求意見を受けた検察官は、上記3の(1)の諸点に留意しつつ、記録や前記刑の執行指揮書の写し、求刑検討資料等を十分検討して意見書を作成した上、別紙様式6により、同意見書の写し及び参考事項を、高検を経由して、最高検に報告する。

5 本取扱い施行前に執行指揮されている無期懲役刑受刑者の取扱い

求意見を受けたときは、第一審対応地検は、事件記録等により、その者が上記1の㊟無期事件受刑者となる者かどうかを選定し、これに該当する者と判断されるときは、上記4に従い意見案を作成し、別紙様式7により、選定及び意見内容について、高検を経由して、最高検に協議する。

最高検は、前記2の(3)に従い、回答する。

6 本通達は、平成10年7月1日から施行する。

年 月 日

最高検察庁総務部長 殿
(高等検察庁経由)

地方 (高等) 検察庁 検事

㊟ 無期事件被告人の選定について (協議)

罪 名

氏 名

標記の者は下記の事由から、平成10年6月18日付け最高検検第887号
次長検事依命通達1の [] に該当すると考えますので、協議に及びます。

記

1	生年月日 (年齢)	年 月 日生 (歳)
2	身柄の所在	在 監

注 記述が枠内に収まらないときは、随時別紙を使用する。

回 答 書

最高検検第 号
年 月 日

地方（高等）検察庁 検事 殿
（高等検察庁経由）

最高検察庁総務部長

㊦無期事件被告人（受刑者）の選定について（回答）

罪 名

氏 名

標記の者の㊦無期事件被告人（受刑者）の選定については、

1. 貴見のとおり選定すべきものとする。

2. 次の理由から選定すべきではないとする。

（理由）

決 定 書

最高検検第 号
年 月 日

地方検察庁 検事 殿
(高等検察庁経由)

最高検察庁総務部長

㊦ 無期事件被告人の選定について (通知)

罪 名

氏 名

標記の者は下記の事由から、平成10年6月18日付け最高検検第887号
次長検事依命通達1の [REDACTED] に該当する者と決定したので、通知する。

記

(事由)

年 月 日

最高検察庁総務部長 殿
 (高等検察庁経由)

地方(高等)検察庁 検事

㊦無期事件受刑者の仮出獄に対する意見について(報告)

受刑者氏名 (年 月 日生 歳)

標記の者につき、今般次表のとおり仮出獄審査のための意見を求められたので、これに対する意見を同表記載のとおり提出したので、参考事項を添えて、報告します。

意見を求められた年月日及び刑務所等	年 月 日	刑務所長 地方更生保護委員会
判決の言渡し・確定	年 月 日 言渡し 年 月 日 確定	裁判所
刑の執行状況	年 月 日 刑の執行開始 年 月 日 求意見(年 月服役)	
刑務所長等の意見		
一審対応庁意見	別添意見書のとおり	
高 検 意 見		

注1 2つ併記されているものは、このうち該当するものを○で囲む。

注2 記述が枠内に収まらないときは、随時別紙を使用する。

年 月 日

最高検察庁総務部長 殿
 (高等検察庁経由)

地方検察庁 検事

㊟無期事件受刑者の選定及び仮出獄に対する意見について (協議)

受刑者氏名 (年 月 日生 歳)

標記の者は次表記載の事由から、平成10年6月18日付け最高検検第887号次長検事依命通達1の [] に該当すると考えられ、また、同人につき、今般同表記載のとおり仮出獄審査のための求意見を受けたので、これに対する意見を同表記載のとおりとしたので、協議に及びます。

意見を求められた年月日及び刑務所等	年 月 日 刑務所長 地方更生保護委員会
刑の執行状況	年 月 日 刑の執行開始 年 月 日 求意見 (年 月服役)
刑務所長等の意見	
一審対応庁意見	別添意見書のとおり
高 検 意 見	

注1 2つ併記されているものは、このうち該当するものを○で囲む。

注2 記述が枠内に収まらないときは、随時別紙を使用する。

㊦ 無期事件処理票

整理番号	年 号	作成の日	年 月 日
氏 名	(年 月 日生)		
罪 名	(いわゆる事件名)		
事 案 の 概 要			
裁 判 結 果	一 審	年 月 日	地方裁判所 支部 宣告 (主文) (検察官控訴) 年 月 日 (被告人等控訴) 年 月 日
	控 訴 審	年 月 日	高等裁判所 支部 宣告 (主文) (検察官上告) 年 月 日 (被告人等上告) 年 月 日
	上 告 審	年 月 日	最高裁判所 小法廷 (判決・決定) (主文)
	確 定 の 日	年 月 日 (確定事由)	
備 考			

(裏面に続く)

㊦ 無 期 事 件 選 定 経 過 執 行 指 揮 求 意 見 に 関 す る 報 告 仮 出 獄 完 結 備 考	平成10年6月18日付け最高検検第887号次長検事依命通達1の に該当										
	無期懲役刑判決に対し検察官上訴しないとき										
	選 定 庁	検 察 庁 (意見)									
	高 検 へ の 協 議	年 月 日 (結果等)									
	最 高 検 へ の 協 議	年 月 日 (結果等)									
	最 高 検 回 答	年 月 日									
	上告審で無期懲役刑判決を確定させざるを得なくなったとき										
	最 高 検 選 定 決 定 の 日	年 月 日									
	決 定 書 送 付 の 日	年 月 日 高検経由 地検あて									
	処 遇 上 の 参 考 事 項 調 査 票 作 成	年 月 日 検事作成									
	通達施行前に執行指揮されている無期懲役刑受刑者につき求意見を受けたとき										
	求 意 見 の 状 況	原庁意見									
	高 検 へ の 協 議	年 月 日 (結果等)									
	最 高 検 へ の 協 議	年 月 日 (結果等)									
最 高 検 回 答	年 月 日										
最 高 検 が 刑 執 行 指 揮 囑 託 を 先 行 及 び 執 行 指 揮 の 日	年 月 日 高等検察庁あて										
処 遇 上 の 参 考 事 項 調 査 票 写 し 受 領 の 日 及 び 作 成 庁	年 月 日 検 察 庁										
①	求意見	年 月 日 刑務所長 から 地検あて							意見までの受刑期間	年 月	
	原庁意見	相 当 不 相 当	高 検 意 見	相 当 不 相 当	最 高 検 報 告	年 月 日		結 果	年 月 日 許可・不許可		
	②	求意見	年 月 日 刑務所長 から 地検あて							意見までの受刑期間	年 月
	原庁意見	相 当 不 相 当	高 検 意 見	相 当 不 相 当	最 高 検 報 告	年 月 日		結 果	年 月 日 許可・不許可		
仮出獄	仮出獄の日	年 月 日			受刑期間	年 月		出 所 刑務所	刑務所		
完結	完結年月日	年 月 日			完結事由						
備 考											

- (注意) 1 本票は、被告人ないし受刑者が、㊦無期事件の被告人ないし受刑者として選定されたときに作成し、順次、追記する。
 2 本票は、㊦無期事件の被告人ないし受刑者が、仮出獄したとき、又は、死亡したことが判明したときに完結する。
 3 処遇上の参考事項調査票写し等の関係書類は、本票に添付して保管する。